

品川区指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱

制定 平成24年4月1日

要綱 第122号

改正 平成28年3月17日 部長決定 要綱 第157号

改正 令和2年 3月23日 区長決定 要綱 第58号

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下「政令」という。)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。)および児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号。以下「基準」という。)に定めるもののほか、指定障害児相談支援事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、政令、省令および基準の例による。

(指定の申請等)

- 第3条 法24条の28第1項の規定による申請は、指定障害児相談支援事業者指定申請書(第1号様式)により行うものとする。
- 2 区長は、前項の申請の内容を審査し、指定障害児相談支援事業者の指定を行う場合は指定通知書(第2号様式)により、指定を行わない場合は不指定通知書(第3号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 法24条の28第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

(変更の届出等)

第4条 法24条の32第1項の規定による届出は、変更届出書(第4号様式)により、同条第1項および第2項に規定する事業の廃止、休止または再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書(第5号様式)により、それぞれ行うものとする。

(指定の取消し等)

第5条 法第24条の36の規定による指定の取消しまたは指定の全部もしくは一部の効力の停止は、区長が別に定める通知書により行うものとする。

(指定の更新申請等)

第6条 法第24条の29第4項において準用する法第24条の28の規定による申請は、指定障害児相談支援事業所指定更新申請書により行うものとする。

2 区長は、前項の規定による申請の内容を審査し、指定の更新をする場合は指定通知書(第2号様式)により、指定の更新をしない場合は不指定通知書(第3号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(公示)

第7条 法第24条の37の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業所番号
- (2) 指定障害児相談支援事業者の名称および所在地
- (3) 申請者または設置者の名称
- (4) 第2号または第3号に掲げる事項に変更がある場合は当該変更事項
- (5) 指定、事業の廃止、指定の辞退、指定の取消しまたは事項の変更の年月日
- (6) サービスの種類
- (7) その他区長が別に定める事項

(業務管理体制の整備に関する事項の届出等)

第8条 法第24条の38第2項の規定による届出または同条第4項の規定による届出は、業務管理体制の整備に関する事項の届出書(第6号様式)により行うものとする。

2 法第24条の38第3項の規定による届出は、業務管理体制の整備に関する事項の変更届出書(届出事項の変更)(第7号様式)により行うものとする。

(事業所情報の提供)

第9条 区長は、指定障害児相談支援事業者に関する情報のうち、区長が必要と認める事項について、国、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対し情報を提供することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年3月23日から適用する。

受付番号	
------	--

指定障害児相談支援事業者 指定(更新) 申請書

年 月 日

品川区長 宛

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者

印

児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者に係る指定を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ			
	名称			
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 -)	
			(方書)	
	法人である場合その種別		法人所轄庁	
	連絡先	電話番号	FAX番号	
	代表者の職名・氏名	職名	フリガナ	
		氏名		
	代表者の住所		(郵便番号 -)	
			(方書)	
指定を受けようとする 事業の種類	フリガナ			
	名称			
	事業所の所在地		(郵便番号 -)	
			(方書)	
事業の種類	実施事業	指定申請する事業の 事業開始予定年月日	様式	備考
障害児相談支援事業			付表	
既に特定相談支援事業の指定を受けている場合は記載してください。				
事業所番号		指定年月日		
地域相談支援事業（地域移行支援）の指定を受けている場合は記載してください。				
事業所番号		指定年月日		
地域相談支援事業（地域定着支援）の指定を受けている場合は記載してください。				
事業所番号		指定年月日		
介護保険法の居宅介護支援事業の指定を受けている場合は記載してください。				
事業所番号		指定年月日		
介護保険法の介護予防支援事業の指定を受けている場合は記載してください。				
事業所番号		指定年月日		

備考

- 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 「法人である場合その種別」欄には、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
- 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「実施事業」欄には、今回申請する相談支援事業の種類に「○」を記載してください。
- 「障害児相談支援事業」の指定を申請する場合は、原則として「特定相談支援事業」も併せて申請してください。

指定（更新）通知書

様

品川区長

児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者として、下記のとおり指定（指定の更新）をしたので通知します。

記

申請者（設置者）名	
事業所（施設）名	
事業所の所在地	
代表者名	
指定（更新）年月日	
指定有効期限	
サービスの種類	
主たる対象者	
事業所番号	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

不指定通知書

様

品川区長

年 月 日付け申請について 児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者として、次の理由により不指定となったので通知します。

記

指定をしない理由	
----------	--

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

変 更 届 出 書

年 月 日

品川区長 宛

所在地

事業者
(設置者) 名称

代表者

印

次のとおり、指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		事業所番号	
指定内容を 変更した 事業所	フリガナ 名称		
	所在地	(郵便番号 -)	
	事業の種類		
変更があった事項		変更の内容	
1	事業所の名称	(変更前)	
2	事業所の所在地（設置の場所）		
3	事業者（設置者）の名称		
4	主たる事務所の所在地		
5	代表者の氏名、住所		
6	登記簿謄本または条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	(変更後)	
7	事業所の平面図および設備の概要		
8	事業所の管理者の氏名、住所		
9	指定計画相談支援または指定障害児相談支援の提供に当たる者の氏名、住所		
10	主たる対象者		
11	運営規程		
変 更 年 月 日		年 月 日	

備考

- 1 該当項目番号に「○」を付けてください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。
- 3 変更した日から10日以内に届け出てください。

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

品川区長 宛

所在地

事業者
(設置者) 名称

代表者

印

次のとおり、指定を受けた事業を 廃止・休止する
再開した ので届け出ます。

		事業所番号	
廃止・休止・ 再開する事業所	フリガナ		
	名称		
	所在地	(郵便番号 -)	
		事業の種類	
廃止・休止・再開の別		廃止・休止・再開	
廃止・休止・再開の年月日		年 月 日	
廃止・休止する理由			
現に指定計画相談支援または指定障害児相談支援を受けている者に対する措置（廃止・休止する場合のみ）			
休止予定期間		年 月 日～ 年 月 日	

備考

- 1 事業の再開に係る届出については、従業員の勤務体制および勤務形態が休止前と異なる場合には勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 2 廃止・休止の場合は、廃止・休止する日の1箇月前までに届け出てください。
- 3 再開の場合は、再開した日から10日以内に届け出てください。

受付番号

児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

年 月 日

品川区長 宛

事業者所在地
(設置者) 名称
代表者氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

1 届出の内容（該当の項目に○をつける）	
(1)	法第24条の38第2項関係（整備）
(2)	法第24条の38第4項関係（区分の変更）
2 事業者 (設置者)	フリガナ 名称または氏名
	住所 (主たる事務所の所在地)
	連絡先
	法人の種類別
	代表者の職名・氏名・生年月日
	代表者の住所
3 事業所名称等および所在地（複数ある場合は別表に記入）	
事業所名称 指定年月日 事業所番号 所在地	
計 ケ所	
4 児童福祉法施行規則第25条の26の9第1項第2号から第4号に基づく届出事項（該当の項目すべてに○をつける）	第2号 法令遵守責任者の氏名（フリガナ） 生年月日
	第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（概要を添付）
	第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要（概要を添付）
	区分変更前行政機関名称、担当部(局) 課
5 区分 変更	事業者（法人）番号
	区分変更の理由
	区分変更後行政機関名称、担当部(局) 課
	区分変更日 年 月 日

受付番号

児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）

年 月 日

品川区長 宛

事業者 所在地
 (設置者) 名称
 代表者氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

変更があった事項
 (該当の項目すべてに○をつける)

- | | |
|---|-----------------------|
| 1、法人の種別、名称(フリガナ) | 2、主たる事務所の所在地、電話、FAX番号 |
| 3、代表者氏名(フリガナ)、生年月日 | 4、代表者の住所、職名 |
| 5、事業所名称等および所在地
<small>※事業所等の指定・廃止等によりその数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合のみ届け出ること。下記備考参照</small> | |
| 6、法令遵守責任者の氏名(フリガナ)および生年月日 | |
| 7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 | |
| 8、業務執行の状況の監査の方法の概要 | |

変更の内容

(変更前)

(変更後)

備考：上記「5」の項目で届け出る場合、「変更前欄」と「変更後欄」のそれぞれに、事業所等の合計数を記入し、「変更後欄」に追加または廃止等事業所等の名称、指定年月日、事業所番号、事業所所在地を記入してください。書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、これらの事項が書かれた別表「事業所一覧」を添付してください（A4用紙により、既存資料の写しおよび両面印刷したものも可とする）。